

第2回高圧ガス小委員会における
「産業事故の発生防止に向けた論点（案）」に関する主要な意見のポイント

1. 企業・業界団体の自主的な取組みの重要性

- ①企業が、安全に対する意識の低下を防ぐために、経営トップが積極的に関与し、自社の産業保安に関する取組みについてのとりまとめとその公表を検討することは、大変良い。
- ②自主保安の取組みを促進する方法として、自主保安のコンテスト等を実施するなどのアイデアもあり。
- ③（石油及び石油化学の）業界団体等から産業事故防止に向けた取組みについての説明を聞き、積極的に取組んでいることを理解。
- ④産業事故防止に向けた業界団体の取組みについては、継続的、計画的な取組みを期待。経済産業省としても、そうした観点から業界団体に行動計画策定の要請等をしていただきたい。
- ⑤産業事故防止に向けた業界団体の取組みについて、検討を急ぐべき。
（業界団体から、前倒しで実施可能なものは実施していく旨の回答あり。）

2. 事故の防止に向けた政府の取組み

1) 最近の重大事故等の背景・原因と対策の方向性

- ①高圧ガス保安協会の重大事故の分析についての説明を聞き、事故がどのように発生したかなど事故の概要について理解。
- ②重大事故の防止については、想定外の事象が発生した場合の訓練が重要。
（委員から、想定できる事象はすべてリスクアセスメントの対象との意見あり。）
- ③最近の重大事故を踏まえると、反応制御できなかつたのが一番の原因。我々は反応制御の技術を有しておらず、その点で基礎研究が重要。
（委員から、安全性、経済性を含め技術にはエンドは無く、安全については現状の技術で最善を尽くしているというのが実情、との意見あり。）

2) 認定制度の改善

- ①重大事故を踏まえ認定制度の改善をするという方向性や、自主保安を期待するような企業に対して、これまで以上に自主保安の徹底をするということには賛成。

- ②認定事業者については、自主保安のトップランナーであり、本来は設備の保守管理等について、自ら最適な方法を検討し、自ら判断して実施する能力を有しており、理想的にはあまり細かく基準等で縛るべきではない。その上で、認定事業者は重大な事故だけは発生させないというのがあるべき姿ではないか。
- ③保安管理義務違反について、現場で設備の保全と検査を同一の担当者が担当していたことが原因であり、対応として、保安の担当者と検査の担当者を別の組織、かつ、別の担当者とするべき。
- ④高圧ガス保安協会の事前調査について、事前に書類審査を実施した上で、現地調査では、他の事業者に勝る点を見つけて評価することとしてはどうか。
- ⑤認定制度の改善の中で、高圧ガス保安協会の事前調査については、現場力の低下への対応として、設備と人材に対する投資が重要であり、企業の中長期的な視点に立った経営計画での確認や企業のトップのコミットメントを確認が必要。
- ⑥例えば、今後の課題である設備の老朽化対策として、現実には膨大な人と金と時間がかかり、対策が進んでいないが、高圧ガス保安協会の事前調査において、企業トップの考え方や実施体制を確認することが重要。
- ⑦認定制度の改善について、認定期間が5年というのは、機器の進歩、経年劣化、人の入れ替え等を考慮すると、感覚的に長い。その間に任意で立入検査を実施することは良いこと。
- ⑧保安管理活動を適切に実施している事業者もあり、認定期間の短縮については、事業者に一律に適用するというのではなく、パフォーマンス、例えば、各事業者の過去の重大事故の発生状況や保安管理活動の水準に応じたものとするなど柔軟にすべき。
- ⑨認定期間について、事業者を一律にする必要はない。
- ⑩（認定制度の中で事業者に求める）産業保安に対する方針については、企業のトップが交代するときは変わる可能性が十分ある。その確認等の対応について検討が必要。

3. 今後の自然災害への対応

- ①今後の自然災害への対応として、東日本大震災時に発生した製油所の貯槽の爆発・火災への対応として、（貯槽中の可燃性ガスを他の物質に置換する）水張りが一つの原因であったが、他の安全な手法があるのであれば研究すべき。